

凍結胚・凍結精子の保存をされている患者様へ

当院にて保存している凍結胚・凍結精子の更新手続きについて、一部変更をさせていただくことになりました。主な変更点は下記の通りとなります。

更新日について

変更前：手続きに来院された日

変更後：胚凍結を開始した日

更新の手続き期間について

保険で延長の方

変更前：「凍結胚/凍結精子の保存期限のご案内」に記載されている更新日から10日以内（休診日を除く）

変更後：「凍結胚/凍結精子の更新に関するご案内」に記載されている更新日から翌月同日まで

自費で延長の方

変更前：「凍結胚/凍結精子の保存期限のご案内」に記載されている保存期限の2か月前から保存期限日まで

変更後：「凍結胚/凍結精子の更新に関するご案内」に記載されている更新日から翌月同日まで

また、保険診療にて採卵・胚凍結を行い、妊娠などの理由により現在治療を中断している方、または治療の再開を検討している方は更新手続きの際に診察が必要な場合がありますので、お手数ですがクリニックまでお問い合わせください。（保険診療にて採卵・胚凍結を行った方で、妊娠などの理由により治療を中断している場合は自費での更新となります。）

◆令和6年8月31日以前に保存・更新手続きをされている患者様

令和6年8月31日以前に保存・更新手続きをされている方は、変更前の更新期間にいらしていただいても手続きは可能です。

また、保険診療にて採卵・胚凍結を行い、妊娠などの理由により現在治療を中断している方、または治療の再開を検討している方は更新手続きの際に診察が必要な場合がありますので、お手数ですがクリニックまでお問い合わせください。（保険診療にて採卵・胚凍結を行った方で、妊娠などの理由により治療を中断している場合は自費での更新となります。）

令和6年9月